

議案第55号

鳥取県立精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県立精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成18年2月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県立精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成3年鳥取県条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。）を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(業務)</p> <p>第3条 精神保健福祉センターは、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>法第45条第1項の申請に対する決定及び障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第52条第1項に規定する支給認定（精神障害者に係るものに限る。）に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするもの</u></p> <p>(6) <u>障害者自立支援法第22条第2項の規定により、市町村が同条第1項に規定する支給要否決定を行うに当たり意見を述べること。</u></p> <p>(7) <u>障害者自立支援法第26条第1項の規定により、市町村に対し技術的事項についての協力その他必要な援助を行うこと。</u></p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p>	<p>(業務)</p> <p>第3条 精神保健福祉センターは、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>法第32条第3項及び第45条第1項の申請に対する決定に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするもの</u></p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p>

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。